

家畜衛生だより

R5年度第21号（獣医師） R5年11月発行

東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

診療施設に関する届出事項に変更はありませんか？

開設している診療施設について、届出事項を変更した場合には、**10日以内に届け出ることが獣医療法第3条で義務づけられています。**

以下の事項に変更があった場合は、東部家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
 - ・開設者の変更（個人から法人、親から子への変更等）：
旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・開設者の氏名の変更：変更届出
 - ・開設者の住所の変更：変更届出
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
 - ・全面的な改築：旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出
 - ・部分的な改築による変更等：変更届出
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人である場合）



詳しくは東部家畜保健衛生所（☎0475-52-4101）までお問い合わせください。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます！

👉 <https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>



獣医療広告制限の見直しについて、ガイドライン等が農水省HPに掲載されています。来年4月1日施行に向けて、診療施設のウェブサイト等についても、記載内容のご確認をお願いします。

獣医療広告制限の見直しについて

： <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>

ガイドライン改正通知

： <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/law-16.pdf>



* 動物用医薬品の使用に係る省令の改正について *

関係省令の改正（令和5年9月22日施行）により、ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする医薬品の対象動物（下図中※1）への使用が禁止されました。当該物質は観賞魚を対象として動物用医薬品の製造販売の承認があります【*】が、食用に供するために養殖されている水産動物へは使用できません。

【*】承認されている製品・・・「観賞魚用」エルバージュ10%顆粒「薬浴」、鑑賞魚用エルバージュエース、パフラジン、パフラジンF、観賞魚用ニフルスチレン散

獣医師が診療で使用する場合であっても 対象動物に使用してはならない医薬品の成分

制度の概要

- 獣医師が診療で使用する場合を除き、未承認医薬品を対象動物※1に使用することは、法律で禁止されています。
- ただし、獣医師であっても、発がん性等の理由から食品中において不検出とされる物質を有効成分とする医薬品※2は、対象動物に使用することが禁止されています。

※1 対象動物の範囲

牛、馬、豚、鶏、うすら、みつばち、食用に供するために養殖されている水産動物

※2 対象動物への使用が禁止されている医薬品成分（20物質）

イプロニダゾール、オラキンドックス、カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルスロン、クロルプロマジン、ケンチアナバイオレット、ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、**ニタルソン***、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、**ニフルスチレン酸ナトリウム***、フラソリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロニダゾール、**ロキササルソン***、ロニダゾール

（注）これらを成分とする対象動物用の医薬品は、我が国では承認されていません。

※ 令和5年9月22日施行
令和5年9月 農林水産省 畜水産安全管理課

* 獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について *

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、獣医師の社会的信用を失うことのないよう、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚に努めて下さい。

(1) 奈良県在住45歳

行政処分の内容：令和5年11月9日から6月の業務停止処分

事件概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.45ミリグラムのアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容：罰金50万円（道路交通法第65条第1項違反）

(2) 北海道在住33歳

行政処分の内容：令和5年11月9日から4月の業務停止処分

事件概要：酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分の内容：罰金30万円（道路交通法第65条第1項違反）